



第1章 概要

1 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえて策定するものであり、都市づくりや交通、健康、環境、観光等、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付けます。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

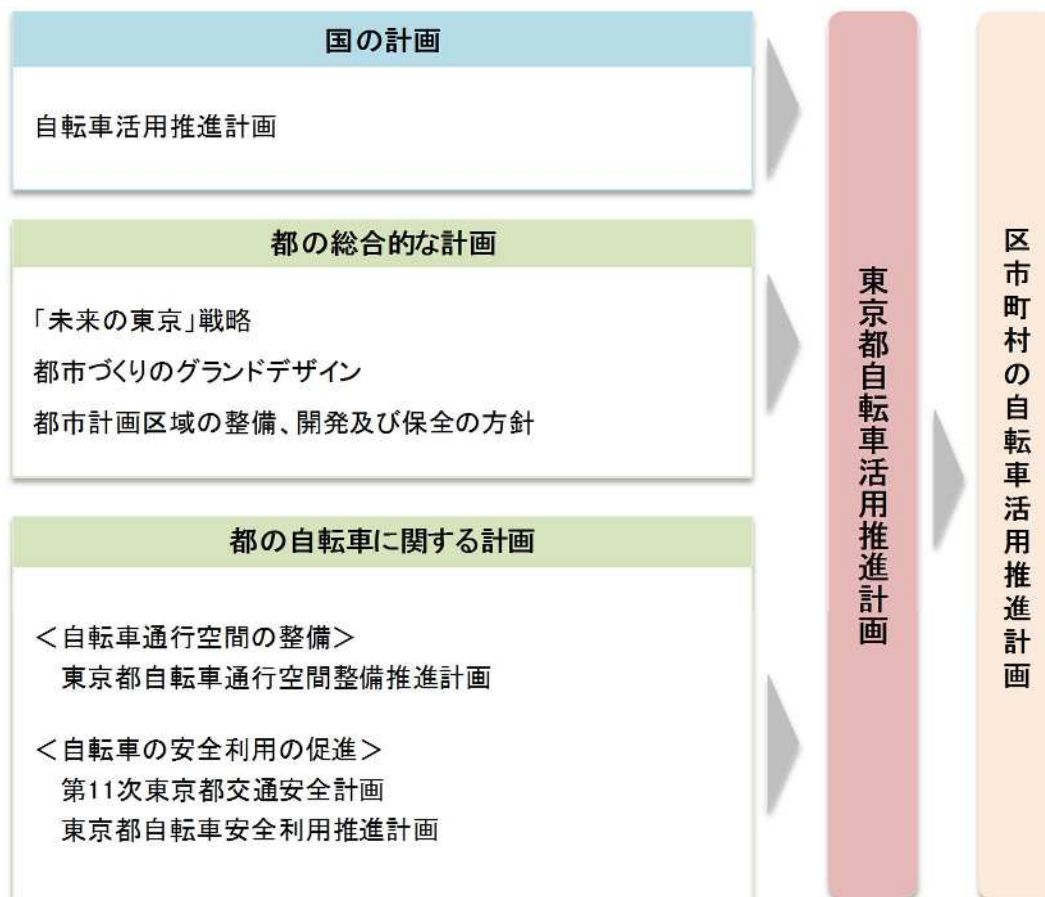


図 1-1 東京都自転車活用推進計画の位置付け

2 計画の概要

(1) 計画の目的

東京都は、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、都市の持続的発展を可能とするために、集約型の地域構造への再編を進め、車中心から人中心の、居心地が良く歩きたくなる都市づくりを促進していくこととしています。

こうした将来の都市づくりにおいて、自転車は環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、重要な交通手段の一つであり、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境づくりを進めていくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、「密閉、密集、密接」の3密を回避し、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強じんて持続可能な都市づくりを進める視点からも、自転車活用を推進していきます。

(2) 計画の区域

計画区域は、東京都全域（区部及び多摩・島しょ）とします。

(3) 計画の期間

自転車活用を推進するに当たり、中長期的な施策の効果発現を目指すとともに、本計画と関連を有する各種計画との整合を図るため、期間は2030年度までとします。



(4) 関連する既定計画

表 1-1 国の計画

自転車活用推進計画（次期計画案）			
策定年月	2021 年度中	計画期間	2025 年度
概要	<p>（位置付け） 自転車活用推進法の基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるという同法の目的ののっとり、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第9条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付ける。</p> <p>（目標及び施策） 以下の4つの目標達成のために、具体的に実施すべき施策を定める。</p> <p>目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進 2 自転車通行空間の計画的な整備 3 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等 4 シェアサイクルの普及促進 5 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進 6 情報通信技術の活用の推進 7 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施 <p>目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進 9 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出 10 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進 11 自転車通勤等の促進 <p>目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致 13 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 <p>目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 14 高い安全性を備えた自転車の普及促進 15 多様な自転車の開発・普及 16 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 17 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施 18 学校における交通安全教室の開催等の推進 19 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲） 20 自転車通行空間の計画的な整備（再掲） 21 災害時における自転車の活用の推進 22 損害賠償責任保険等への加入促進 		

表 1-2 都の総合的な計画

「未来の東京」戦略			
策定年月	2021年3月	計画期間	2030年、2040年代
概要	<p>(位置付け)</p> <p>「未来の東京」戦略は、新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法」(平成二十六年法律第百三十六号)第9条第1項にいう「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。本戦略に記載する政策目標については、同戦略上の重要業績評価指標(KPI)として位置付ける。</p> <p>(未来の東京の実現に向けた「ビジョン」と「戦略」)</p> <p>「人が輝く」を中心に、「安全安心」「世界をリードする」「美しい」「楽しい」「オールジャパンで進む」東京をベースとして、目指す2040年代の東京の姿である「ビジョン」を提示する。</p> <p>この「ビジョン」を実現する2030年に向けた「戦略」と戦略実行のための「推進プロジェクト」によって、「3つのシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。</p> <p>ビジョン10 「高度な都市機能と自然が調和し、人が集い、憩う東京」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい日常に対応した住まいや働く場の整備、身近な緑とオープンスペースの拡大、人中心の歩きやすい空間の創出や自転車利用環境の充実等、人が集い、憩う、便利で快適な持続可能なまちづくりが進んでいる <p>戦略9 都市の機能をさらに高める戦略</p> <p>9. 身近で快適な道路空間形成プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい日常」等の社会情勢の変化などを踏まえ、安心して快適な自転車通行空間の整備や自転車の利用環境の充実を図るため、「東京都自転車活用推進計画」の下、広域的な自転車ネットワークの形成や自転車シェアリングの普及等の取組を推進 		



都市づくりのグランドデザイン			
策定年月	2017年9月	計画期間	2040年代
概要	<p>(位置付け) 2016年9月に東京都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す。</p> <p>(都市づくりの7つの戦略) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化した実行プランが目指す「新しい東京」の実現に向け、2040年代を見据え「活力とゆとりある高度成熟都市」を都市づくりの目標として、分野を横断する7つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。</p> <ol style="list-style-type: none">1 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成2 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現3 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築4 あらゆる人々の暮らしの場の提供5 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出6 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築7 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出 <p>戦略2「人・モノ・情報の自由自在な交流を実現」 政策方針6「道路空間を再編（リメイク）し、ゆとりやにぎわいを生み出す」 ・道路ネットワークの形成により円滑な交通が実現する地域において、まちづくりや地域のニーズに応じ、自転車や歩行者の快適な通行空間を実現する。</p> <p>政策方針8「鉄道ストックを基軸に誰もが移動しやすいまちをつくる」 ・交通結節点周辺において、地域のニーズに応じ公開空地等への自転車シェアリングのサイクルポート設置の検討を進める。 ・自転車走行空間や駐輪場の整備、ルール・マナーの啓発などにより、自転車の利用環境を充実し、環境負荷低減や健康増進に寄与する自転車活用を推進する。</p>		

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			
策定年月	2021年3月	計画期間	2040年代
概要	<p>(目的) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定める。</p> <p>(都市づくりの戦略) 「未来の東京」戦略ビジョンにおける基本戦略も踏まえ、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成 2 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現 3 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築 4 あらゆる人々の暮らしの場の提供 5 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出 6 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築 7 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出 8 デジタル技術を生かした都市づくりの推進 <p>これを踏まえ、東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針を以下に定める。</p> <p>2 ゆとりある回遊性を支える都市施設 (都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針) (1) 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>①骨格的交通基盤の整備 ○道路ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路ネットワークの形成により円滑な交通が実現する地域において、まちづくりや地域のニーズに応じ、自転車や歩行者の快適な通行空間の確保を図る。 <p>○公共交通ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通結節点周辺において、地域のニーズに応じ公開空地等への自転車シェアリングのサイクルポート設置を促進する。 ・ 自転車通行空間の整備により更なるネットワーク化を進めるとともに、駐輪場の整備などにより、自転車の利用環境を充実し、環境負荷低減や健康増進に寄与する自転車活用を推進する。 <p>5 緑と水の潤いある都市の構築（環境に係る主要な都市計画の決定の方針) (2) 環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針</p> <p>③ 環境負荷の少ない交通体系の形成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない交通体系を実現するため、パーク・アンド・ライドや駐車マネジメントの取組、集約的な駐車施設の検討、自転車利用の促進など、TDM 施策の導入を促進する。 ・ 歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全で快適に行き交うことができる道路空間を確保するとともに、環境負荷の少ない交通手段として見直されている自転車や、環境性能が高い電気自動車などゼロエミッションビークルの更なる利用促進を図る。 		



表 1-3 都の自転車に関する計画

東京都自転車通行空間整備推進計画			
策定年月	2021年5月	計画期間	2030年度
概要	<p>(背景・目的)</p> <p>自転車は、通勤・通学や買い物、サイクリングなど広く都民に利用される身近な交通手段となっており、昨今の健康増進や低炭素社会への意識の高まり、「密閉、密集、密接」の3密を避けた「新しい日常」に対応した交通手段として、自転車利用ニーズが高まっている。</p> <p>その一方、都内の全ての交通事故に占める自転車関連事故の割合は約4割で、全国平均の約2割と比べて高く、今後、自転車の利用が促進されていく中、より安全で快適な自転車の利用環境の創出が求められている。</p> <p>(整備の方法・目標)</p> <p>国道や臨港道路など、他の道路管理者等による整備と連携して、自転車通行空間の連続的な整備に取り組む。都道においては、整備済みの約300kmに加えて、2030年に向けて新たに約600km(既設道路における優先整備区間約250km、東京都無電柱化推進計画に基づく無電柱化と合わせて、おおむね150km、都市計画道路の新設・拡幅の事業区間において、関係者との協議等により可能な箇所について、おおむね200km)の整備に取り組む。</p>		

第 11 次東京都交通安全計画			
策定年月	2021 年 4 月	計画期間	2025 年度
概 要	<p>(策定主旨)</p> <p>交通事故の防止は、行政機関や、関係民間団体だけでなく都民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していく。</p> <p>交通事故による死傷者をゼロに近付け、究極的には、交通事故のない安全・安心な都市東京の実現を目指す。</p> <p>(重視すべき視点)</p> <p>第 10 次計画で定めた重点課題及び施策の方向性に、子供の交通安全確保等を新たに加え、重視すべき視点として整理・設定し、各課題に対応した各種の交通安全施策に取り組むことにより、交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び子供の交通安全の確保 2 自転車の安全利用の推進 3 二輪車の安全対策の推進 4 飲酒運転の根絶 5 先端技術の活用 6 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進 7 東京 2020 大会を踏まえた交通安全 		



東京都自転車安全利用推進計画			
策定年月	2021年5月	計画期間	2025年度
概要	<p>(策定主旨) 東京都自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号。以下「自転車安全利用条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進する。</p> <p>(実施事項) 自転車に関わる各主体（行政、自転車利用者、事業者等）は、次の取組を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 自転車の安全利用の実践2 自転車の安全利用に関する教育の推進3 放置自転車の削減4 安全な自転車利用環境の整備等5 安全性の高い自転車の普及6 自転車事故に備えた措置7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処		